

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	決算額
地方消費税交付金	120,885
うち社会保障財源化分	48,948

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	児童福祉事業	88,258	64,579	23,679
	母子福祉事業	5,187	0	5,187
	高齢者福祉事業	13,095	9,270	3,825
	障がい者福祉事業	151,620	108,292	43,328
	小計	258,160	182,141	76,019
社会保険	国民健康保険事業	58,317	29,278	29,039
	介護保険事業	82,474	957	81,517
	後期高齢者医療保険事業	64,353	11,078	53,275
	国民年金事業	323	323	0
	小計	205,467	41,636	163,831
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,649	993	656
	乳幼児医療給付事業	4,891	2,253	2,638
	予防事業	19,430	1,787	17,643
	診療所事業	140,033	0	140,033
	小計	166,003	5,033	160,970
合計	629,630	228,810	400,820	
	一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			48,948

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など